

第 二 次

南城市子どもの読書活動推進計画



令和4年3月

南城市教育委員会

はじめに

読書は人間形成に大切な要素といわれています。語彙力が増え、文章力が付き、知識や教養が高まります。さらに、「思考力」「判断力」「表現力」などが身につくとされています。これらは学校教育の指導の目標にもうたわれ、学習指導要領においては、言語活動など、多様な人々との協働活動を促し、教育の充実に努めることとなっています。そのために家庭や地域との連携を図りながら進めなければなりません。そこで、子どもたちがいつでもどこでも、読書ができるように読書環境を整備することが必要となります。

本市においても、子どもの自主的な読書活動を推進するために、各学校では学校図書館の充実に努め、保護者や地域ボランティアが子どもたちへの読み聞かせなどを実施しており、進んで読書をする習慣を身につけるための取り組みがなされています。いろいろな読書活動が行われ、本に親しむ子どもがふえ、その成果は上がっています。

子供の読書活動を支援するため、国は平成13年12月に「子どもの読者活動の推進に関する法律」が施行され、平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、平成30年から令和4年度にわたり現在第四次の計画の取り組みがなされています。また、沖縄県においては平成16年3月に「沖縄県子供の読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」を策定し、さらに平成31年3月に第四次の「沖縄県子供の読書活動推進計画～五感に響かせるE・E・Tプラン～」が策定され各市町村の指針となっています。

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を明確にして連携して取り組むことが肝要です。本市においてはこれらのことを踏まえ「南城市子ども読書推進計画」を策定しました。本計画は、子どもの発達段階をにんじ、読書のきっかけや本との出会いを重視し、子どもが自主的に読書をする習慣を身につけていけるよう家庭・地域・学校等が役割を明確にするとともに、連携・協力して、読書環境を整備することを目指しています。子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めます。本計画について、ご理解いただき家庭・地域・学校が子どもの読書活動の指針としてご活用いただくことを願っています。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言等いただきました皆様及び関係機関・団体の方々に心より感謝申し上げます。

令和4年 3月

南城市教育委員会
教育長 上原 廣子

目次

はじめに

第1章 計画策定の背景	1
1.読書活動推進の意義	
2.子どもの読書活動の現状	
3.国・県の動向	
第2章 基本方針	3
1.第二次推進計画の目的	
2.第二次推進計画の位置づけ	
3.第二次推進計画の目標	
4.計画の対象と期間	
5.南城市子ども読書活動推進計画体系図	
6.発達段階に応じた EET プランの取組み	
第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み	7
1.家庭における子どもの読書推進活動	
家庭の役割	
・現状と課題	
・施策の方向	
2.地域(公立図書・公民館等)における子どもの読書活動推進	
地域の役割	
・現状と課題	
・施策の方向	
3.学校等における子どもの読書活動推進	
(1) 学校の役割	
(2) 幼稚園や保育所における読書活動推進	
(3) 小・中学校における読書活動推進	
4.民間団体における子どもの読書活動推進	
・現状と課題	
・施策の方向	
5.普及・啓発活動	
6.子どもの読書活動の効果的な推進に向けて	
第4章 南城市子どもの読書活動推進計画 資料編	

第1章 計画策定の背景

1. 読書活動推進の意義

「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。」（「子どもの読書活動推進に関する法律」第2条抜粋）

いつの時代においても、子どもにとって読書は言葉を学び、感性を磨き、考える力、書く力、人に伝える力、人の心情に配慮する力などを育て、生きる力につながります。子どもが自ら考え、自発的かつ主体的に行動するためにも必要な知識や間接的経験を育む重要な契機となるのが、読書活動といえます。

全ての子どもが自主的に読書活動を行えるよう環境の整備・推進を行うことが極めて重要です。

2. 子どもの読書活動の現状

現代社会は情報化の進展により、携帯電話、スマートフォン及びインターネットがより身近になり、子どもの生活環境も大きく変化しました。多種多様な大量の情報が溢れ、子どもたちも簡単に情報を入手できるようになっています。そのため、携帯電話、スマートフォン及びインターネットなどに費やす時間が増加し、情報が容易に入手できる反面、本を読むことが少なくなっている状況が懸念されます。

これからの子どもには、必要な情報を上手に活用しながら、自らの生活を豊かにしていくことが求められます。このような状況で、全ての子どもたちが自主的に読書活動を行えるよう社会全体で支えていく必要があります。

3. 国・県の動向

国の動向

(1) 平成11年（1999年）

読書の計り知れない価値を認め、国を挙げて子どもの読書活動を支援するため、2000年を「子ども読書年」と決議

(2) 平成12年（2000年）

「子ども読書年」「国立国会図書館国際子ども図書館」開館

- (3) 平成13年(2001年)
「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行
国や地方公共団体から事業主・保護者にいたるまで子ども読書活動に対し果たすべき役割を規定し、子どもの読書活動の推進のための総合的計画的な環境を整える。
- (4) 平成14年(2002年)
「子どもの読書活動の推進に関する基本的計画」を策定
- (5) 平成17年(2005年)
「文字・活字文化振興法」を制定・施行
文字・活字文化振興を総合的に推進するための国や自治体の基本的責務を定めた法律となっている。
- (6) 平成20年(2008年)
「子ども読書活動の推進に関する基本的計画」(第二次)閣議決定
「図書館法」を改正
- (7) 平成23年(2011年)
「学校教育法」を改正
- (8) 平成24年(2012年)
「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を改正し「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」制定
- (9) 平成25年(2013年)5月
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第3次)閣議決定
- (10) 平成26年(2014年)6月
「学校図書館法」
一部改正「学校図書館法」一部改正する法律成立。2015年4月より施行。
この法改正によりはじめて「学校司書」が明記される。
- (11) 平成30年(2018年)4月
「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第四次)」閣議決定

沖縄県の動向

- (1) 平成16年(2004年)
「沖縄県子ども読書活動推進計画」(H16~H20)
沖縄県では国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を受け「沖縄県子ども読書活動推進計画」を「五感に響かせるE・E・Tプラン」(※1)をサブテーマに制定。家庭・地域・学校等を通じた社会全体での読書活動の整備。

発達段階に応じた五感を意識した施策の推進、読書活動のための人材育成、子どもの読書活動のための理解と関心の普及を目指す。

(2) 平成21年(2009年)

「第二次沖縄県子ども読書活動推進計画」(H21～H25)策定

(3) 平成26年(2014年)

「第三次沖縄県子どもの読書活動推進計画」(H26～H30)策定

(4) 平成31年(2018年)

「第四次沖縄県子ども読書活動推進計画」(H31～R5)策定

※1 五感に響かせるE・E・Tプラン

乳幼児期から発達段階に応じて読書に親しめる環境づくりと五感(視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚)を意識した施策E・E・Tプランを更に推進し、そのE・E・Tプランの内容に関しては、第一次推進計画では次のように捉えています。

E a rプラン(本に出会い、本に聴く)

E y eプラン(本に親しみ、本を活かし、多くの本を読む)

T a l kプラン(本と生き、本を伝える)

乳幼児期、小学生期、中学生期、高校生期にそれぞれ存在するものであり、更にそれぞれの発達のなかで、育成されるものであると考えています。

第2章 基本方針

1. 第二次南城市子どもの読書活動推進計画の目的

「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律154号以下、「法律」という。)第9条第2項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動ができるよう、環境整備を積極的に推進することを基本理念として、第一次推進計画の取組みと課題を踏まえ、さらなる子どもの読書活動の推進を目指します。

2. 第二次南城市子どもの読書活動推進計画の位置づけ

本計画は、法律により、国の計画および第四次沖縄子どもの読書活動の推進計画を踏まえ、本市の子どもの読書活動を推進するための考え方や取組みを示したものです。

3. 第二次推進計画の目標

(1) 読書に親しむための読書環境の整備

乳幼児期からの読書活動を充実させるために、子どもが読書の楽しさに気づき、読書意欲を高め、生涯にわたって自ら進んで本を読む習慣を身に付けることができるように、読書に親しむ環境を整備していきます。

(2) 読書活動を支援するための連携と協力

本計画を推進するうえでは、子どもの読書活動に関わる家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たし、お互いに連携や協力を図り社会全体で取り組むことで、子どもの読書活動への理解と促進を図ります。

(3) 読書活動のための人材の育成

読み聞かせボランティア等の地域で活動している団体や個人を積極的に支援し、子どもの読書活動に関わる人材を育成しながら活動する場や交流の場を提供するとともに支援をしていきます。

(4) 読書活動の啓発・広報

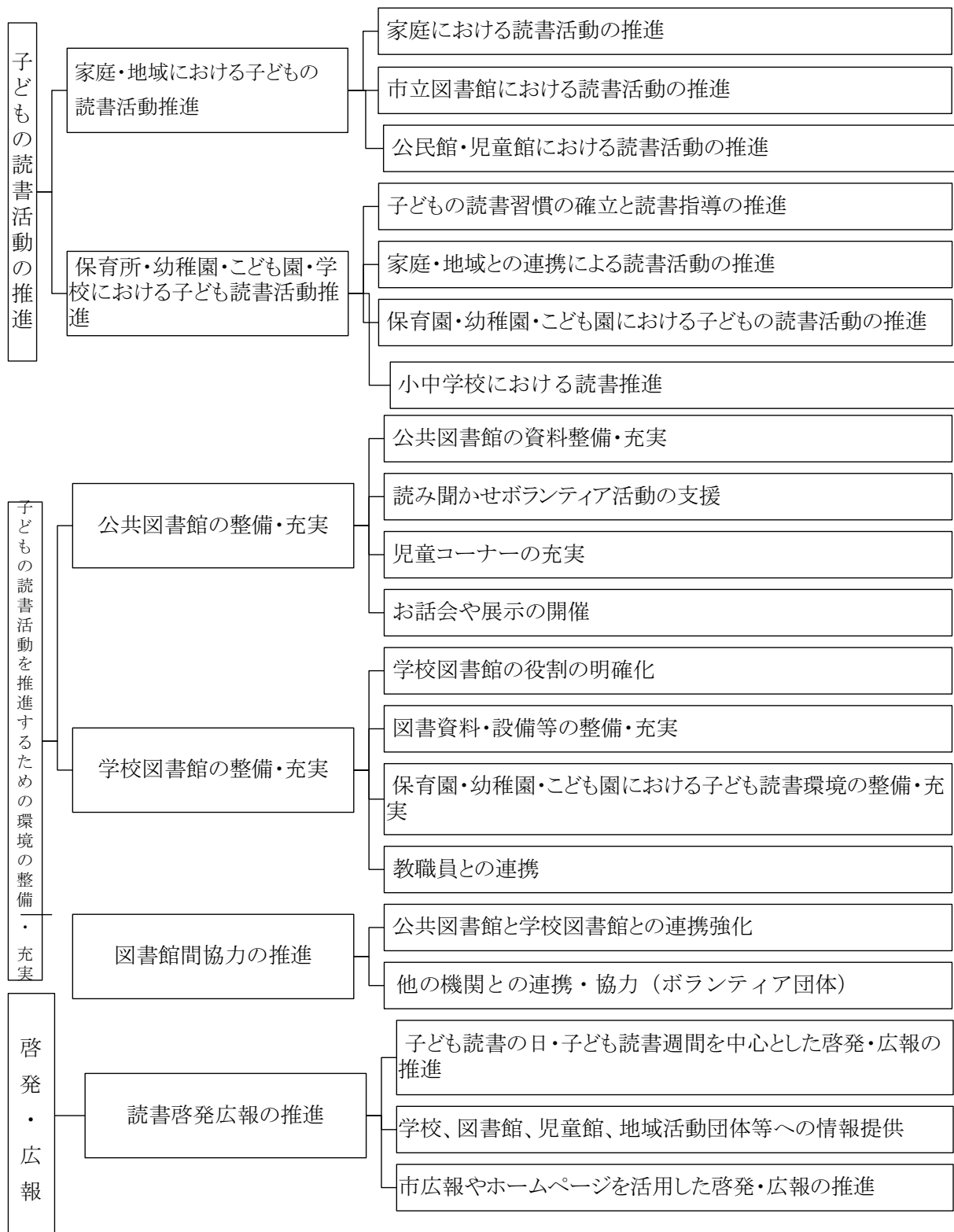
読書活動の意義や推進について、市民への広報・啓発を行い理解と関心を深めることで子どものみならず、社会全体における読書活動を推進します。

4. 計画の対象と期間

本計画の「子ども」とは、乳幼児から18歳までを対象とします。また、計画期間は、令和3年度～令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うものとしします。

5. 南城市子どもの読書活動推進計画体系図

すべての子どもが読書の楽しさに気づき、自主的に読書を行うような環境を家庭・地域・学校や行政など全体で作って上げていきます。



6. 発達の段階に応じた EET プランの取組

	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期
<p>Ear</p> <p>本に出会い、本に聴く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人は胎児の時から言葉を認識し始め、一番身近な親を介して言葉を獲得していくと言われる。 ・耳から入る音、読み聞かせで出会う読書は、子どもが親の温もりで安らぎを感じ、果てしない想像の世界へと誘われ、心が豊かになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・名作や伝記など多くの本を語り聞く中で情操や語彙を豊かにしていく。 ・読み聞かせやブックトークなどにより、自分で選択する本の幅を広げることができるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な図書の紹介をブックトークや読書体験の発表等を通して聞くことにより、読書への関心を高め、自分で選択する本の幅を広げることができる。
<p>Eye</p> <p>本に親しみ、本を活かし多くの本を読む</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本を見て実物を見ることを繰り返すことで大きな感動をもたらす。 ・4歳頃から文字に興味を示し、自分の力で絵本を読もうとするようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館等で様々な図書を目にし、実際に自分で触れ、心の中に刻む時期である。 ・読書習慣を身に付け、本に親しむことによって、知識を蓄え、心を豊かにしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な読書技術を用いた多様な読書活動を通して理性と感性が磨かれ、多角的な視野で世界を認識する力が育まれていく。
<p>Talk</p> <p>本と活き、本を伝える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・読み聞かせで聞いた言葉を真似したり、ごっこ遊びにつなげたりすることで、自分の感動を自分の言葉で表現することの楽しみを感じるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決のための読書活動を通して読解力や発表力が育まれる。 ・グループ学習での読書交流ができるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書を楽しみながら本を傍らに人生を歩むとともに、自分の人生について考えるようになる。 ・読書を通じたコミュニケーションにより他者理解の力が鍛えられる。



取組	乳幼児期	小学生期	中学生・高校生期
	<ul style="list-style-type: none"> ・親子の触れ合いを重視した取組への支援・啓発を図る。 ・家庭を取り巻く身近な地域の読書環境を整備する。 ・家庭文庫・地域文庫の充実を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体で読書週間づくりに取り組む推進体制を整備する。 ・公共図書館及び学校図書館の活用を促進する。 ・家庭文庫・地域文庫の充実を促進する。 ・家庭における読書の時間(家読書)等を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書習慣の確立が図れるよう、読書環境を整備する。 ・公共図書館の有効活用を促進する。 ・家庭における読書の時間(家読書)を促進する。

第3章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 家庭における子どもの読書活動推進

家庭の役割

家庭は、子どもの生活習慣の定着を図る最も大切な場です。子どもの読書習慣は、家庭での親子の触れ合いや様々な体験、言葉かけ等、日常の生活を通して形成されるものであり、乳幼児期から子どもが日常的に生活の中で自然に本に親しむ機会が提供されることが大切です。そのためには、子どもにとって一番身近な存在である親の関わりが欠かせません。

そのため、家庭においては、本が身近にある環境作り、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり図書館に出向いたりする等、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

また、定期的に読書の時間を設ける等、子どもに読書の習慣付けを図る、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことを話し合ったりする等、読書に対する興味や関心を引き出すよう子どもに働きかけることが必要です。

現状と課題	施策と方向
<p>①本市においては、保健センターで行われている乳幼児の定期健診（4ヶ月健診）時に親子の触れあいや絵本と出会うきっかけ作りを行っている。</p> <p>・ブックスタート 子育て支援課、生涯学習課及び健康増進課との連携を密にし、効果的な実施方法を工夫しながら取り組んでいる。</p> <p>②小学生、中学生における不読率は全国に比べて良好な成果が出ている。しかし、学年が進むにつれて読書離れの傾向があり、読書活動の定着が課題となっている。</p> <p>③テレビ、ゲーム、インターネット及び携帯電話等の著しい普及や塾、習い事、及び部活動等、子どもも家庭でゆっくり読書に親しむ余裕がない状況もみられる。</p>	<p>①図書館への関心を高めてもらうようにアンケートを実施する。アンケート結果を分析し、広報などで知らせる。</p> <p>②読書を通じた「親子の時間」の確保を家庭に呼びかけ、身近に本を手に取り、楽しめる環境づくりを推進していく。</p> <p>③子どもに読書習慣を身につけさせるために、大人が子どもの読書の重要性を理解し、率先して読書に親しみ、家族ぐるみで読書をする環境をつくる。（ファミリー読書の周知）</p> <p>④電子書籍の周知と活用を公共図書館を通し伝えていく。</p>

2. 地域における子どもの読書活動推進

地域の役割

子どもの読書活動を推進するためには、子どもがいつでも、どこでも、本に親しむことができるよう身近なところに環境を整備することが必要です。図書館は、子どもが学校外で本と出会い自主的に読書を親しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動促進の中核的な役割を果たしています。

現状と課題	施策と方向
<p>①公民館・図書館活動発表会を開催し、読み聞かせサークルによる読み聞かせ等を行っている。</p> <p>佐敷分館 さしちぬ会 大里分館 クレリア</p> <p>②「こどもの読書週間」(4月)には各地域の図書館等で、大型絵本や紙芝居の読み聞かせ、新着本の紹介、司書から子どもへ推薦本の紹介等の企画を開催している。</p> <p>③昨年度より包括委託となり、業務内容に関する共通理解が必要である。</p> <p>④子どもたちの図書館を利用する機会が少ない。</p>	<p>①読書指導員を活用して、読書ボランティアを育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レファレンス機能を地域住民に周知し子どもや保護者、学校からの読書相談への対応をするとともに、保護者が本を選ぶときの参考となるブックリストの情報提供を行い、発達の段階に応じた本に出会うようにする。 <p>③図書館員の研修を行う(館内整備等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との連携を密にする(図書館員、生涯学習課、委託業者)。 <p>④公共図書館利用者の声を常に図書館HPに掲載、発信し、スマホによるアンケートを実施し市民の声を受けて図書館整備等、改善、工夫することに努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館イベントを工夫する。

※レファレンス…利用者が求めている資料の提供や問題解決のための手助けを行うこと。

3. 学校等における子どもの読書活動推進

(1) 学校の役割

学校における読書活動は、国語科を中心に各教科の学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身に付け、確かな学力の基礎を形成する上で大きな役割を担っています。

平成 19 年に改正された学校教育法第 21 条においては、義務教育として行われる目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」と明記され、学校での読書活動への期待がうかがえます。

小学校は平成 23 年度、中学校は平成 24 年度に実施された学習指導要領では、知的活動（理論や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語を重視しており、言語活動を支える条件として読書活動の推進が重要とされています。

(2) 保育所、幼稚園、こども園における読書活動推進

現状と課題	施策と方向
<p>①幼稚園教育要領では、「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像する楽しさを味わう」という内容が示されている。また、保育所保育指針には、子どもの年齢に応じて保育のねらいや内容・配慮事項等が定められており、年齢に応じた絵本の読み聞かせや紙芝居等を取り入れた保育が実践されている。</p> <p>②幼稚園や保育所では、子どもが絵本やお話に親しめるように絵本の読み聞かせやお話会が行われており、家庭への絵本の貸出しや保護者による読み聞かせを行い、子どもの読書活動の重要性を伝える取組が行われている。</p> <p>③・教職員や保育士等が読書活動に対して理解を深め、多様な取組を工夫することが必要である。</p> <p>・家庭・地域・読書ボランティア団体等との一層の連携や未就園児とその保護者に対する情報提供も求められている。</p>	<p>①保育所・幼稚園・こども園において、子どもが絵本等に親しむ機会を工夫する観点から、蔵書の充実や安心して図書に触れることができるよう、図書スペースの確保を促進する。</p> <p>・4月23日「子ども読書の日」、10月27日「文字・活字文化の日」を中心とした具体的な取り組みの計画・実施を促進する。</p> <p>②公共図書館で行われている読み聞かせを更に増やしていく（読み聞かせボランティア活動用）。</p> <p>③発達段階に合わせた本の提供をする（図書館員）</p> <p>・保護者に向けた子どもの読書活動の啓発に努める（読み聞かせ実演、講話等）</p>

(3) 小・中学校における読書活動推進

現状と課題	施策と方向
<p>①全校一斉の読書活動は、小学校・中学校ともに朝の活動としての位置づけを中心にほとんどの学校で実施している。また、司書教諭や学級担任、学校司書等や保護者、ボランティア等が児童生徒一人ひとりに適した本を紹介したり、読み聞かせやストーリーテリングを行ったりする等、読書習慣を身に付ける工夫をしている学校が増えている。</p> <p>②近年読み聞かせの時間確保が難しい状況にある。</p> <p>③各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習等多様な学習活動が展開されており、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、より一層児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実させ、読書の質を向上させることが求められる。</p> <p>④学校図書館を活用した学習活動や日々の読書指導を図るためには、すべての教職員が連携して児童生徒の学習活動・読書活動を推進するとともに、多様な経験を有する保護者や地域の社会人、ボランティア等の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しむ態度を育成する必要がある。</p>	<p>①子どもの読書活動を推進するため、校長のリーダーシップのもと、司書教諭を中心とした学校図書館活用に関する全職員に意識の高揚を図る。 学校図書館への新聞配備等や環境整備に努めることと、児童生徒の発達の段階及び実態に応じて図書を選定、提示し、朝の読書活動や授業等で推進する等、学校生活全体を通じて学習活動読書活動を充実させ、読書の質の向上を図る。</p> <p>②朝の読書タイムを組み込むように努める。</p> <p>③学校図書館の所蔵する資料をより充実させるとともに、地域の図書館との連携を促進し、図書館間ネットワークの構築を図る。</p> <p>④平日や休日、長期休業日等、児童生徒を含む地域住民に向けて、安全管理制を整備しつつ、学校や地域の実態に応じて学校図書館の地域開放が進むように促す。</p>

4. 民間団体における子どもの読書活動推進

民間団体の役割

子どもの読書活動にかかわるボランティア・NPO等民間団体及び、PTA等社会教育関係団体は、子どもの読書に親しむ様々な機会を提供する等、子どもの自主的な読書活動を推進する上で大きな役割を担っています。

現状と課題	施策と方向
①市内のボランティアは、ブックスタート、保育園、小中学校、公共図書館で読み聞かせを行い、市民の読書活動に大きく貢献している。	①子ども読書活動の推進ネットワークの構築。 ・各種研修会、情報交換、連携・協力体制の整備を図る。
②子どもが読書に親しむ様々な機会の一層の充実を図るため、ボランティア団体（個人）に対する活動内容や運営について協力、支援することが求められる。	②イベントの充実を図る。 書評合戦（ビブリオバトル）のように、読むことにとどまらず言葉の力や表現力を競う新しい取組を行う。

5. 普及・啓発活動

- ・南城市立図書館の利活用充実のために普及・啓発活動に努める。
- ・場所や図書館の存在 PR に努める。
- ・「子ども読書の日」（4月23日）、「文字・活字文化の日」（10月27日）の周知・普及に努める。
- ・「子ども読書週間」（4月23日～5月12日）、「読書週間」において、子どもの読書活動への関心を深める取組を展開する。
- ・優良図書の周知・普及に努める。
- ・令和2年度から導入した電子書籍を市民へ周知、普及に努める。
- ・公共図書館のHPやブログ等、市民への情報発信に努める。

6. 子どもの読書活動の効果的な推進に向けて

南城市子どもの読書活動の環境整備を効果的に推進するため、年次的な具体的取り組みとしてまとめた。

年 度	具 体 的 な 取 組
令和3年度	9月 第二次南城市子どもの読書活動推進計画案づくり 10月 アンケート提案 資料案作り 12月 子どもの読書活動推進計画策定委員会 第二次読書活動推進計画（案）について 課題・施策検討、アンケート分析、5か年計画検討等 3月 第二次南城市子どもの読書活動推進計画を教育委員会へ報告
令和4年度	子どもの読書活動推進計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 読書活動推進計画の内容精査 ・ 読書活動推進計画の具体的取組について（追記・補足等）
令和5年度	市立図書館と学校、公民館との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子書籍に関する講座 ・ 公民館講座の充実 ・ 読み聞かせ諸団体への支援や連携 ・ 公立図書館、学校図書館との交流及び充実
令和6年度	市立図書館と学校図書館、公民館との連携・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校図書館の市民への利活用について ・ 第三次南城市子どもの読書活動推進計画の策定（案）作成
令和7年度	子どもの読書活動推進計画策定委員会の成果と課題まとめ及び 第三次南城市子どもの読書活動推進計画の策定・報告

資 料 編



令和4年3月

南城市教育委員会

南城市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 南城市における子どもの読書環境を整えるため、子どもの読書活動に携わる学校、図書館、民間団体、事業者等が顕密に連携協力し、家庭・地域・学校を通じた社会全体で、読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「南城市子ども読書活動推進計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は次に掲げる事項を行う。

- (1) 南城市子どもの読書活動推進計画（以下、「推進計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 市民への広報・啓発のあり方に関すること。
- (3) その他、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の職にある者をもって構成し、教育長が選任する。

- (1) 市立図書館協議会の委員
- (2) その他教育長が認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員の互選により委員長、副委員長を置く。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 推進委員の任期は、選任から翌年3月31日までとする。ただし、補欠の委員任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

2 委員長は、必要があると認めたときは、外部の意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、南城市教育委員会生涯学習課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

南城市立読書推進計画策定委員会名簿

	分野	氏名	備考	電話番号
1	市立学校長代表(小学校)	平良 正哉	大里北小学校	945-2362
2	〃 (中学校)	伊敷 尚也	玉城中学校	948-7105
3	子育て支援課	東恩納 厚子	課長	内線 1901
4	教育指導課	與儀 毅	参事	内線 2841
5	保育園園長代表	宮城 宏美	おひさま保育園	943-4552
6	市立図書館司書代表	具志堅 春華	玉城分館	917-5408
7	学校司書代表	大城 理香	船越小学校	949-7108
8	幼稚園教頭代表	大城 奈々子	知念幼稚園	948-1751
9	読み聞かせボランティア	堀江 文子	県子ども読書指導員	090-8293-1778
10	地域学校協働	當眞 美寿々	統括コーディネーター	内線 2845

事務局

1	生涯学習課	知念 準	課長	内線 2840
2	生涯学習課	大城 竹康	係長	内線 2844
3	生涯学習課	津波古 智子	事務主査	内線 2844

図書館の設置及び運営上の望ましい基準

平成24年12月19日

文部科学省告示第172号

図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第七条の二の規定に基づき、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）の全部を次のように改正し、平成24年12月19日から施行する。

第一 総則

一 趣旨

① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。

② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。

③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び

司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。

④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。

⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。

② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関

係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一) 基本的運営方針及び事業計画

① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二) 運営の状況に関する点検及び評価等

① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。

② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極

的に公表するよう努めなければならない。

(三) 広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四) 開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する

上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実を努めるものとする。

③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス） 児童・青少年用図書の整備・提供、児童・青少年の読書活動を促進するための読み聞かせ等の実施、その保護者等を対象とした講座・展示会の実施、学校等の教育施設等との連携

イ（高齢者に対するサービス） 大活字本、録音資料等の整備・提供、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

ウ（障害者に対するサービス） 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス） 乳幼児向けの図書及び関連する資料・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ（外国人等に対するサービス） 外国語による利用案内の作成・頒布、外国語資料や各国事情に関する資料の整備・提供

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス） 宅配サービスの実施

（五）多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座、相談会、資料展示会等を主催し、又は関係行政機関、学校、他の社会教育施設、民間の関係団体等と共催して多様な学習機会の提供に努めるとともに、学習活動のための施設・設備の供用、資料の提供等を通じ、その活動環境の整備に努めるものとする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情報活用能力の向上を支援するため、必要な学習機会の提供に努めるものとする。

（六）ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボランティア活動が、住民等が学習の成果を活用する場であるとともに、図書館サービスの充実にも資するものであることにかんがみ、読み聞かせ、代読サービス等の多様なボランティア活動等の機会や場所を提供するよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加を希望する者に対し、当該活動の機会や場所に関する情報の提供や当該活動を円滑に行うための研修等を実施するよう努めるものとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

- ① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう、その積極的な採用及び処遇改善に努めるとともに、これら職員の職務の重要性にかんがみ、その資質・能力の向上を図る観点から、第一の四の②に規定する関係機関等との計画的な人事交流（複数の市町村又は都道府県の機関等との広域的な人事交流を含む。）に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。
- ④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。

③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に定めるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。

② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

1 運営の状況に関する点検及び評価等

① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。

③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ましい。

四 職員

① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。

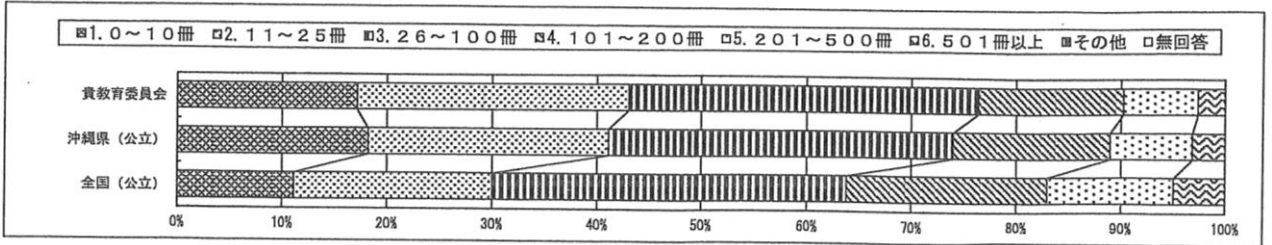
② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

令和3年度全国学力・学習状況調査

・以下の集計値/グラフは5月27日に実施した調査の結果を集計した値である。

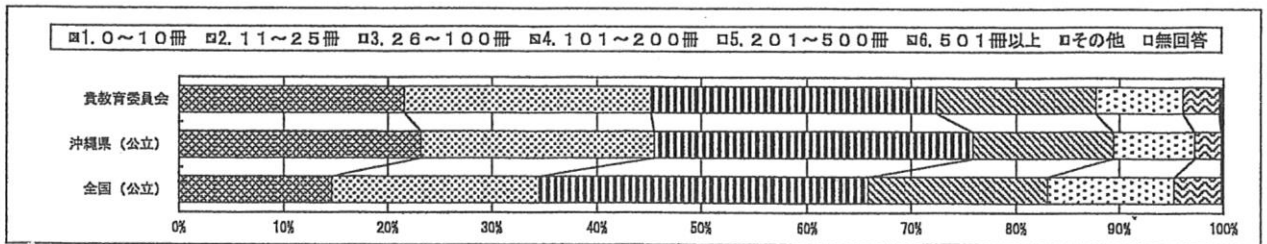
小学校

質問番号	質問事項										
(22)	あなたの家には、およそどれくらい本がありますか（雑誌、新聞、教科書は除く）										
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他	無回答
貴教育委員会	17.2	25.8	33.4	13.8	7.2	2.6				0.0	0.0
沖縄県（公立）	18.2	22.9	32.9	15.0	7.9	3.1				0.0	0.0
全国（公立）	11.1	18.9	33.7	19.2	12.1	4.9				0.0	0.0



中学校

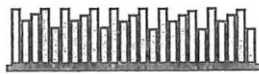
質問番号	質問事項										
(22)	あなたの家には、およそどれくらい本がありますか（一般の雑誌、新聞、教科書は除く）										
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他	無回答
貴教育委員会	21.5	23.6	27.3	15.4	8.2	3.5				0.2	0.2
沖縄県（公立）	23.1	22.3	30.5	13.5	7.7	2.6				0.1	0.1
全国（公立）	14.6	19.8	31.5	17.2	12.2	4.5				0.1	0.1



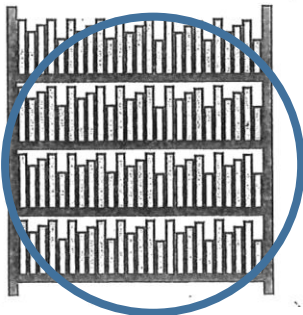
※10冊は、この絵にかいてあるくらいです。



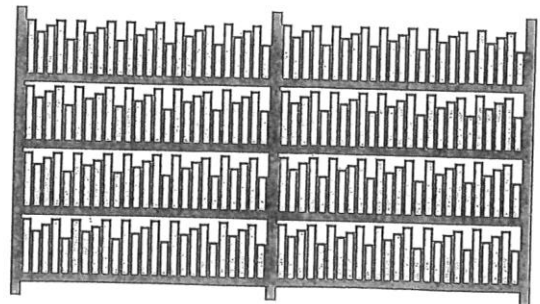
※25冊は、この絵にかいてあるくらいです。



※100冊は、この絵にかいてあるくらいです。



※200冊は、この絵にかいてあるくらいです。



小学校6年生・中学校3年生対象のアンケート結果

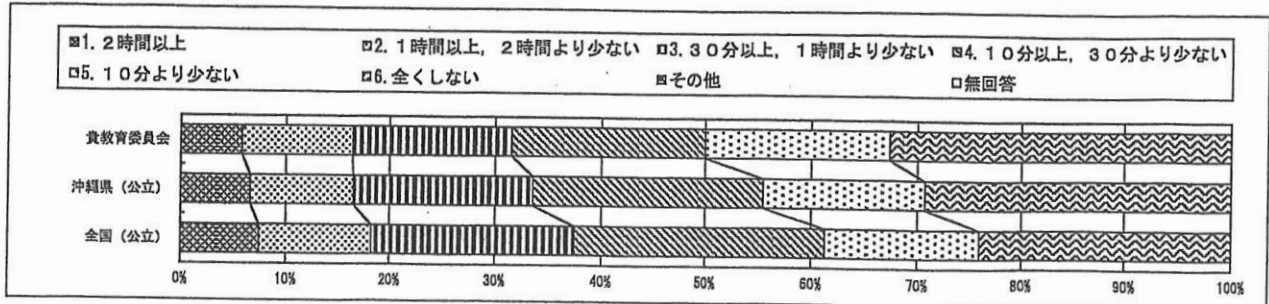
両者とも100冊の本がある児童・生徒が多い。

令和3年度全国学力・学習状況調査

・以下の集計値/グラフは5月27日に実施した調査の結果を集計した値である。

小学校

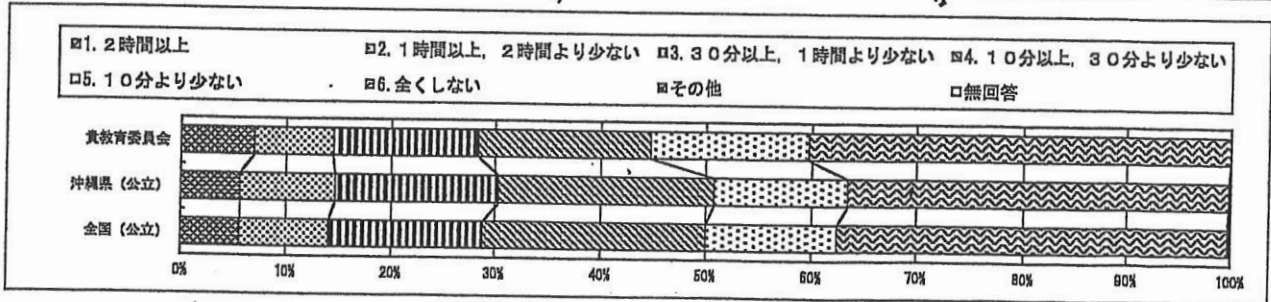
質問番号	質問事項										
(21)	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）										
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他	無回答
貴教育委員会	5.8	10.6	15.2	18.4	17.4	32.6				0.0	0.0
沖縄県（公立）	6.6	9.9	17.0	22.0	15.2	29.3				0.0	0.0
全国（公立）	7.4	10.8	19.2	23.8	14.7	24.0				0.0	0.0



両者とも1日の読書時間に関して【全くしない】の回答が多い。

中学校

質問番号	質問事項										
(21)	学校の授業時間以外に、普段（月曜日から金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）										
選択肢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	その他	無回答
貴教育委員会	6.9	7.6	13.9	16.3	15.0	40.3				0.0	0.0
沖縄県（公立）	5.5	9.2	15.7	20.4	12.6	36.4				0.1	0.1
全国（公立）	5.5	8.6	14.8	21.2	12.4	37.4				0.2	0.1



本に興味・関心を持たせるために、学校が取り組んでいること。

- ①朝の読書タイム
- ②地域ボランティアによる読み聞かせ
- ③教員によるおすすめ本の紹介
- ④司書・図書委員等によるおすすめ本の紹介

保護者アンケート（4か月健診）

1. 調査内容

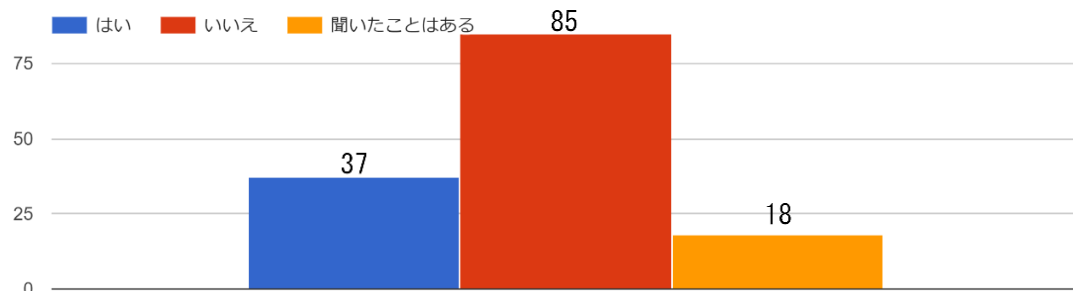
読書に関する保護者の意識調査

2. 実施法方法

4か月健診の際、グーグルアンケート依頼 141人実施

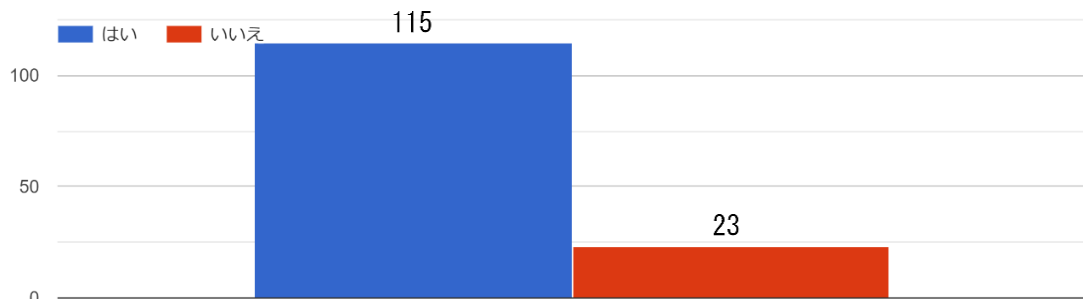
令和3年5月～10月末日

1.ブックスタートを知っていましたか？



健診時で初めて知る保護者が多いと思われる。

2.よみかせをしたことありますか？



読み聞かせの大切さを理解して実行している。

考 察

市民が図書館に興味・関心を持ち、利用者が増えるように環境づくりに努める必要がある。

1. 環境の整備・充実

子どもがいつでも、どこでも読書ができるよう、図書館の施設設備や図書館資料の充実を図る。

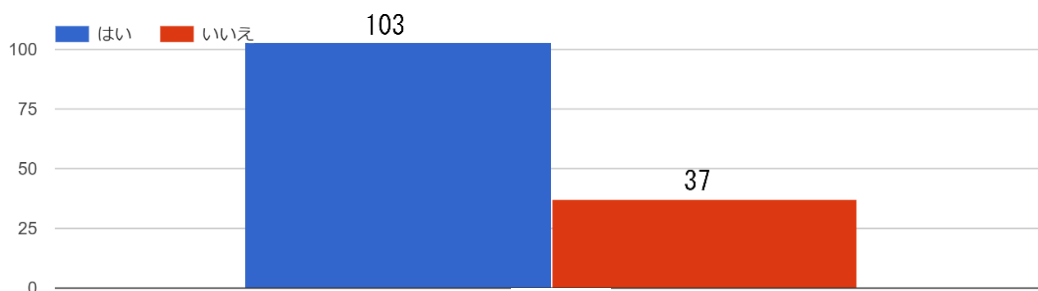
2. 連携・協同の推進

子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校・ボランティア等の積極的な連携・共同を推進する。

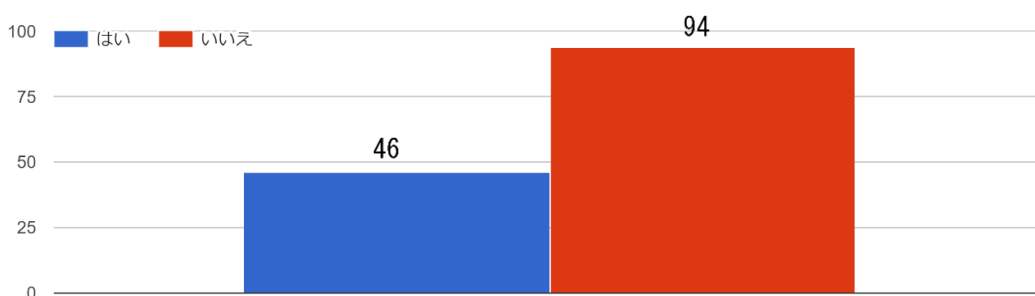
3. 啓発・普及活動の充実

子どもが読書の楽しさや喜びに触れたり、親子が共に読書に親しむ機会を充実させ、その啓発・普及を推進する

3.南城市に図書館があることを知っていますか？

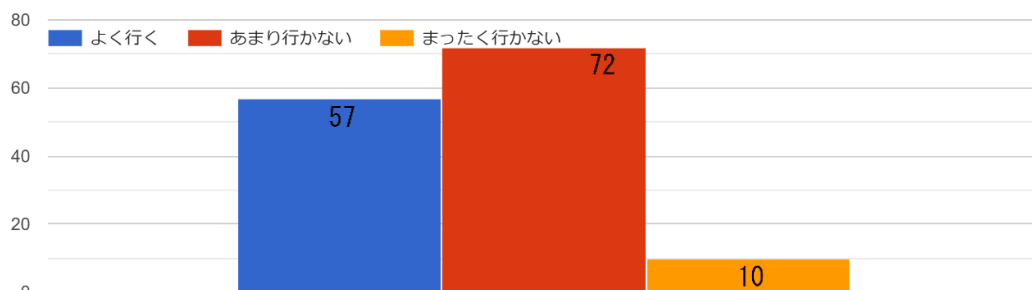


4.南城市の図書館を利用したことがありますか？



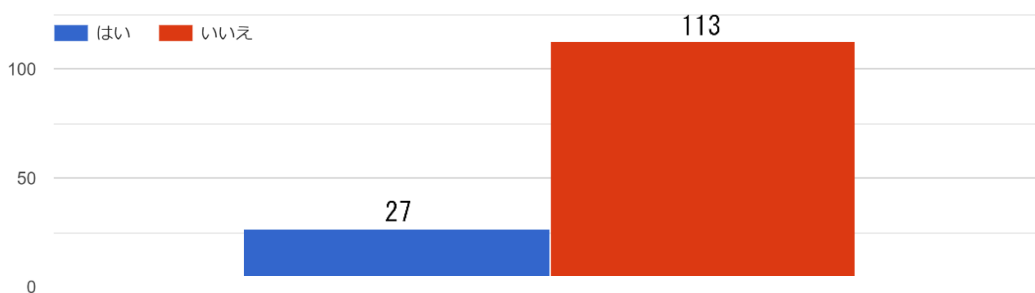
図書館の存在を知っているが、利用が少ない原因を追究して、今後の図書館整備に努める必要があるのではないか

5.本屋さんに行きますか？



市内に書店がないため、利用者が少ないと考えられる

6.南城市電子図書館を知っていますか？



電子図書館のオープンが10か月程で、市民に周知できていないと思われる。情報発信の工夫が必要である。

読書活動推進に向けての取り組み（小中学校図書館・市立図書館）

小学校の実践例

1. 季節・学校行事・学習に合わせた図書の展示



平和学習に向けて、パネルや新聞記事、戦争や平和に関する本の展示



①②③学年ごとの推薦図書コーナーを設置。図書委員がPOPを作成

④性教育講演会に合わせて、関連図書の展示

2. 並行読書・調べ学習の授業支援



⑤国語6学年 「海のいのち」関連図書のブックトーク

⑥⑦国語2学年「ビーバーの大工事」 図鑑から自分の調べたい動物を探し出すことに挑戦。司書も児童の支援にあたる。

中学校の実践例

1. 季節・学校行事・学習に合わせた図書の展示



蔵書と市立図書館から「沖縄戦の絵本」を100冊準備し、朝の読書時間を利用して本の感想や、自分の思ったことなどをメッセージカードに書く。多目的ホールに沖縄戦の様子のパネルと、ひめゆり学徒のパネルを展示



▲読書旬間の取り組み。教諭のおすすめ本を掲示と展示で生徒に案内する。
また、各部活キャプテンのおすすめ本も一緒に掲示した



養護教諭が生徒に実施した食事や SNS 利用についてのアンケートを参考に図書館で特集を組む

<レイアウトの工夫>



恐竜特集

利用者の反応が良く恐竜特集はいつまでか？と問い合わせも多い。恐竜の本が足りなくなったため他館より取り寄せた。



回転えほん書架設置

子どもの目線で好きな絵本が選べる回転書架を設置しました。



本の配架を工夫

特集本を配架することで利用者が増えた



<館内整備>



↑コの字型だった受付カウンターをL字型にして利用者がどちらからもアクセスしやすいようにした



↑バラバラだった文庫を書架の一角にまとめた



高さを出して見やすくした



意見箱設置

図書館協議会委員より要望があり、
全館に設置した（令和3年11月1日）